

令和3年6月1日



営業許可・届出制度

ココが変わる！

食品衛生法の改正により、新たな営業許可・届出制度が令和3年6月1日からスタートします。

□ 許可制度の見直し：業種が変わる！

食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、業種が再編されました。

現在営業中の許可は、令和3年6月1日以降の許可満了時に、見直し後の許可を取得する必要があります。また、法改正による業種変更で新たに許可が必要になる場合は、令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります。

再編：喫茶店営業 ⇒ 飲食店営業 等
新設：漬物製造業・水産製品製造業・液卵製造業 等
届出へ：乳類販売業・食肉・魚介類販売業（一部） 等

※許可の考え方が変わり、1つの許可業種で取り扱える食品の範囲が拡大されました。

例：パン屋（菓子製造業施設）でサンドイッチ等の調理パンを製造する場合…

これまで：菓子製造業＋飲食店営業 ⇒ これから：菓子製造業のみ

□ 届出制度の創設：営業報告・給食施設報告の制度が変わる！

川崎市では、これまで営業許可施設以外の食品の取扱いについて、川崎市食品衛生法施行細則により、報告を求めていました。これと同等の制度が食品衛生法上で創設され、令和3年6月1日以降は、食品衛生法による営業の届出が必要になります。

これまで報告いただいていた方についても、令和3年11月30日までに改正法に基づき、あらためて届出する必要があります。

□ 食品衛生責任者の設置対象が拡大される！

一部施設を除き、これまでも食品衛生責任者の設置が必要でしたが、今後は全ての営業許可・届出施設に食品衛生責任者の設置が必要になります。

くわしくは、川崎市ホームページをご覧ください。

営業許可業種の見直し及び営業届出制度の創設について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000117669.html>



既存の許可施設及び報告施設については、必要な手続きを今後郵送等で御案内していきますので、お手元に届きましたら必要な対応をお取りくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先（営業所の所在地を所管する区役所衛生課）

川崎区 044(201)3221	幸区 044(556)6683	中原区 044(744)3273	高津区 044(861)3323
宮前区 044(856)3272	多摩区 044(935)3308	麻生区 044(965)5164	
健康福祉局保健所中央卸売市場食品衛生検査所（北部市場内施設） 044(975)2245			

□ 営業許可申請手数料（新規申請）について

法改正により、新たな許可制度で定められた業種に手数料を対応させるため、川崎市手数料条例が改正されました。

業種名に変更がない業種（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業、魚介類販売業など）

原則として手数料の変更はありません。ただし、再編によって他業種に該当することとなった場合は、再編後の業種の手数料が適用され、同一の営業内容を継続する場合でも、手数料が変更になる可能性があります。

統合して業種名に変更がある業種及び新設業種

（みそ又はしょうゆ製造業など） （調理の機能を有する自動販売機、漬物製造業など）
営業形態が類似する既存業種を参考に、手数料が新設されました。

令和3年6月1日以降の手数料（下線を引いたものが、新設業種又は統合して業種名に変更がある業種）

業種	手数料 (円)	備考	業種	手数料 (円)	備考
飲食店営業	16,000	改正前の喫茶店営業を含む。	液卵製造業	14,000	
<u>調理の機能を有する自動販売機</u>	9,600	改正前の自動販売機による喫茶店営業等が該当する。	食用油脂製造業	21,000	改正前のマーガリン又はショートニング製造業を含む。
食肉販売業	9,600	包装食肉を除く。	<u>みそ又はしょうゆ製造業</u>	16,000	改正前のみそ製造業及び醤油製造業が該当する。
魚介類販売業	9,600	包装魚介類を除く。	酒類製造業	16,000	
魚介類競り売り営業	21,000		豆腐製造業	14,000	
集乳業	9,600		納豆製造業	14,000	
乳処理業	21,000		麺類製造業	14,000	
特別牛乳搾取処理業	21,000		そうざい製造業	21,000	
食肉処理業	21,000		複合型そうざい製造業	21,000	
食品の放射線照射業	21,000		冷凍食品製造業	21,000	改正前の食品の冷凍又は冷蔵業（一部）が該当する。
菓子製造業	14,000	改正前のあん類製造業を含む。	複合型冷凍食品製造業	21,000	
アイスクリーム類製造業	14,000		漬物製造業	14,000	
乳製品製造業	21,000		密封包装食品製造業	21,000	改正前のソース類製造業（一部）や缶詰又は瓶詰食品製造業（一部）が該当する。
清涼飲料水製造業	21,000		<u>食品の小分け業</u>	14,000	改正前の菓子製造業（一部）、そうざい製造業（一部）等が該当する。
食肉製品製造業	21,000		添加物製造業	21,000	
<u>水産製品製造業</u>	16,000	改正前の魚肉練り製品製造業や魚介類加工業（一部）が該当する。			
氷雪製造業	21,000				

※神奈川県魚介類行商等に関する条例で規定する業種（魚介類行商・魚介類加工業・発酵乳等販売業）の手数料は、条例廃止により削除されました（ただし、改正食品衛生法の経過措置期間中は、当該許可を従前の手数料で申請可能です）。

□ 営業許可申請手数料（継続申請）について

法改正により、継続許可申請時の事務が以前よりも増加するため、金額が改定されました。

改定前：新規申請手数料の1/2



改定後：新規申請手数料の3/4（令和3年6月1日～）

□ 現在営業中の許可について

改正法施行前（令和3年5月31日まで）に受けた営業許可は、令和3年6月1日以降の許可満了時に、新制度の許可を取得する必要があります。その際の申請は、業種名が変わらない場合であっても、「新制度に基づく新規許可申請」として取り扱われますが、手数料は、継続申請と同額の「各業種の手数料の3/4」が適用されます。